

第21回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

第21期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）

株式会社ティーケーピー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年2月28日現在)

		第4回新株予約権	
発行決議日		2016年12月13日	
新株予約権の数		188個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	131,600株
		(新株予約権1個につき)	700株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	600,600円
		(1株当たり)	858円)
権利行使期間		2018年12月14日から 2026年12月13日まで	
行使の条件		(注)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	188個
		目的となる株式数	131,600株
		保有者数	2名

(注)

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。
4. 本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、以下の期間ごとに、次に定める条件に従い、その権利を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (a) 株式公開日と新株予約権を行使することができる期間の開始日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から2年後の応当日の前日までは、割当数の4分の1を行使することができる。
 - (b) 権利行使開始日から2年後の応当日から権利行使開始日の4年後の応当日の前日までは、割当数の4分の2から(a)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
 - (c) 権利行使開始日から4年後の応当日から権利行使開始日の6年後の応当日の前日までは、割当数の4分の3から(a)及び(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
 - (d) 前各号にかかわらず、2024年12月14日と株式公開日のいずれか遅い日から2026年12月13日までは、割当数から(a)乃至(c)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2025年5月30日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営を確保する。
- ・当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ・取締役及び使用人はコンプライアンス規程に則り行動する。
- ・コンプライアンス体制の維持のために内部監査室は内部監査を実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスにかかる監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は当社代表取締役社長の下、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ・各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役その他検討事項に応じた責任者が出席する経営会議を開催することにより当社グループの業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。

- ・業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画・予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、職務権限規程及び業務分掌規程を整備することで、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
- ・当社は、直接出資する子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、当社に対する経営上の重要事項等の承認、報告を義務付ける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社ごとの管掌役員を定めて子会社の経営管理及び指導にあたり、各子会社には原則として取締役を派遣してリスクを管理し、業務の適正を確保する。
- ・子会社を通じて間接的に出資する子会社に関しては、当該子会社をして経営管理及び指導にあたらせることにより、リスクを管理し、業務の適正が確保されるように努める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、間接部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築するよう努める。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・原則として各子会社に取締役を派遣し、当該取締役及び当社監査等委員が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう努める。
- ・子会社の業務活動全般は内部監査の対象とする。

ホ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役等及び使用人等からも直接に通報が行える体制をとる。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

必要に応じて監査等委員会の業務補助のために監査等委員会スタッフを置くこととする。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフの人事と評価については監査等委員会の意見を尊重して決定する。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ・当社子会社の取締役、監査役等及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・子会社も含めたグループ共通の内部通報制度を設け、子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの通報も受け付ける。
- ・内部通報制度の窓口に監査等委員を置く。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程及び内部通報規程を設け、当該報告を監査等委員会へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行において生ずる必要な費用については、請求により速やかにこれを支払う。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。
- ・ 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令、定款及び社内規程に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業務について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的実施しております。

内部監査については、内部監査室が内部監査計画に基づき当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

新規業務開始時のリスク管理については、経営企画部においてリスクの洗い出し及び評価を行うとともに、対応策の検討及び当該対応策の推進状況の点検を行うこととしております。

④ 監査等委員の監査体制

監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等と連携を図っており、また、取締役会への出席等による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	68,626	流 動 負 債	43,400
現金及び預金	45,569	支払手形及び買掛金	7,280
受取手形、売掛金及び契約資産	10,734	電子記録債務	2,663
電子記録債権	2,237	短期借入金	2,756
商品及び製品	3,497	1年内償還予定の社債	360
販売用不動産	1,028	1年内返済予定の長期借入金	13,302
仕掛販売用不動産	505	未払法人税等	3,891
その他	5,123	契約負債	3,408
貸倒引当金	△70	その他	9,737
固 定 資 産	102,225	固 定 負 債	70,140
有形固定資産	59,764	社 債	450
建物及び構築物	40,101	長期借入金	62,061
土地	16,240	繰延税金負債	825
建設仮勘定	1,679	退職給付に係る負債	123
その他	1,742	資産除去債務	5,385
無形固定資産	12,778	その他	1,295
商標権	5,231	負 債 合 計	113,541
のれん	5,833	(純 資 産 の 部)	
顧客関連資産	447	株 主 資 本	49,333
その他	1,266	資 本 金	16,429
投資その他の資産	29,681	資 本 剰 余 金	18,456
投資有価証券	6,756	利 益 剰 余 金	21,385
敷金及び保証金	16,271	自 己 株 式	△6,937
繰延税金資産	5,269	その他の包括利益累計額	705
退職給付に係る資産	65	その他有価証券評価差額金	727
その他	1,406	繰延ヘッジ損益	41
貸倒引当金	△87	為替換算調整勘定	△102
資 産 合 計	170,851	退職給付に係る調整累計額	38
		新株予約権	166
		非支配株主持分	7,104
		純 資 産 合 計	57,309
		負 債 純 資 産 合 計	170,851

連 結 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	114,357
売上原価	65,936
売上総利益	48,421
販売費及び一般管理費	38,120
営業利益	10,301
営業外収益	
受取利息	65
受取配当金	179
受取補償金	38
受助成金の収入	2
その他	121
営業外費用	
支払利息	929
社債による投資損失	5
持分法による投資損失	88
支払手数料	532
その他	53
経常利益	1,610
特別利益	9,098
固定資産売却益	11,863
段階取得に係る差益	189
投資有価証券売却益	24
投資有価証券受贈益	31
特別損失	
減損損失	1,027
解約違約金	33
税金等調整前当期純利益	1,060
法人税、住民税及び事業税	4,675
法人税等調整額	1,881
当期純利益	20,148
非支配株主に帰属する当期純利益	13,591
親会社株主に帰属する当期純利益	1,298
親会社株主に帰属する当期純利益	12,293

連結株主資本等変動計算書

(2025年 3月 1日から)
(2026年 2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	16,388	18,403	9,091	△2,888	40,994
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	23	23			47
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	17	17			35
親会社株主に帰属する当期純利益			12,293		12,293
自己株式の取得				△4,049	△4,049
連結子会社の増資による持分の増減		11			11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	41	53	12,293	△4,049	8,338
当連結会計年度末残高	16,429	18,456	21,385	△6,937	49,333

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	429	18	△101	△1	344	113	4,005	45,459
当連結会計年度変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)								47
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)								35
親会社株主に帰属する当期純利益								12,293
自己株式の取得								△4,049
連結子会社の増資による持分の増減								11
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	297	23	△0	40	360	52	3,098	3,511
当連結会計年度変動額合計	297	23	△0	40	360	52	3,098	11,850
当連結会計年度末残高	727	41	△102	38	705	166	7,104	57,309

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 29社
- ・主要な連結子会社の名称
リリカラ株式会社
株式会社ノバレーゼ
株式会社エスクリ

当連結会計年度において、株式会社エスクリの株式を追加取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、当社の所有する同社のA種種類株式を普通株式へ転換し、議決権総数の過半数を取得したことに伴い、同社及びその子会社2社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社インターメディアの株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めておりません。

さらに、当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社ノバレーゼがNOVARESE VIETNAM CO., LTDを新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

なお、株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリは、2026年4月1日付で合併し、株式会社オンザページへ商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 3社
- ・主要な非連結子会社の名称 有限会社ホットスタッフ
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 4社
- ・主要な関連会社の名称 株式会社スペースマーケット

当連結会計年度において、株式会社エスクリの株式を追加取得し、持分法適用の範囲に含めておりましたが、当社の所有する同社のA種種類株式を普通株式へ転換し、議決権総数の過半数を取得して連結の範囲に含めたことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、株式会社味工房スイセンの株式を取得したことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数 6社
- ・主要な会社等の名称 有限会社ホットスタッフ、あるあるMEMBERS株式会社
- ・持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社は以下のとおりであります。

（決算日が12月31日または3月31日の子会社）

リリカラ株式会社
株式会社ノバレーゼ
株式会社エスクリ
他13社

決算日が12月31日の連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しており、決算日が3月31日の連結子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ハ) 棚卸資産

商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ただし、一部の連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産、仕掛販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっておりますが、一部の連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 1～50年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、企業結合において取得した商標権及び顧客関連資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定し、定額法で償却しております。

償却年数は次のとおりであります。

商標権	15年
顧客関連資産	10～20年

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 空間再生流通事業

空間再生流通事業においては、遊休不動産を活用して付加価値を加え、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット等として提供しております。また、フレキシブルオフィスは主に時間貸しまたは月貸しの会議室、宴会場、レンタルスペース等で構成されております。これらは顧客との契約に基づき、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット及びこれらに付随するサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で充足されることから、その時点において収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、顧客に支払われる対価の一部及び他社が運営するポイントプログラムにかかるポイント負担金については、これらを控除した金額で収益として認識しております。

(ロ) リリカラ事業

リリカラ事業においては、主に壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品等の販売及び請負工事等を行っております。商品の販売については、これらの商品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、顧客への商品の提供における役割が代理人に該当する取引については、商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。請負工事契約については、工事の進捗に従って顧客に支配が移転することから、主として履行義務の充足に係る進捗度の見積りに基づき収益を一定の期間にわたり認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合により算出しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(ハ) ノバレーゼ・エスクリ事業

ノバレーゼ・エスクリ事業においては、ブライダルサービス及び料飲サービス並びに請負工事等を提供しております。ブライダルサービス及び料飲サービスは、顧客にサービスを提供した時点で充足されることから、その時点において収益を認識しております。請負工事契約については、工事の進捗に従って顧客に支配が移転することから、主として履行義務の充足に係る進捗度の見積りに基づき収益を一定の期間にわたり認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積総原価に対する発生原価の割合により算出しております。取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…長期借入金の利息の一部

(ハ) ヘッジ方針

当社グループは堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしており、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引を行うものとしております。

(ニ) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、その投資の及ぶ期間（7～20年）にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産に表示しておりました「商品」は、当連結会計年度において新たに「製品」が発生したため、当連結会計年度より「商品及び製品」に科目名を変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	59,764百万円
商標権	5,231百万円
のれん	5,833百万円
顧客関連資産	447百万円
減損損失	1,027百万円

商標権の主な内訳は、株式会社ノバレーゼの取得により発生した5,225百万円であり、のれんの主な内訳は、同社の取得により発生した5,020百万円であります。また、顧客関連資産の主な内訳は、リリカラ株式会社の取得により発生した163百万円及び有限会社品川配ぜん人紹介所の取得により発生した125百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、固定資産が帰属する資産グループの過去の実績及び将来キャッシュ・フローの見積りにより評価を行っております。

当社グループは減損会計の適用にあたり、拠点別にグルーピングを行っており、本社設備等の共用資産及び企業結合により取得したのれん等については、より大きな単位でグルーピングを行っております。

将来キャッシュ・フローは現時点において入手可能な情報に基づいて合理的と考えられる様々な要因を考慮して見積もっており、各事業の将来キャッシュ・フローの算定に用いた主な仮定は以下のとおりであります。

①空間再生流通事業

フレキシブルオフィスの販売価格及び稼働率

②リリカラ事業

内装材等の商品の将来の販売見込み数量、請負工事における外注費等の工事原価

③ノバレーゼ・エスクリ事業

ブライダルサービスにおける将来の受注組数

当該見積りは、将来の不確実な状況の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額
繰延税金資産	5,269百万円

繰延税金資産の主な内訳は、ノバレーゼ・エスクリ事業において発生した4,873百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち、将来の課税所得及びタックス・プランニング等により回収可能性があると判断した金額について、繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得は現時点において入手可能な情報に基づいて合理的と考えられる様々な要因を考慮して見積もっており、ノバレーゼ・エスクリ事業における将来の課税所得の算定に用いた主な仮定は、プライダルサービスにおける将来の受注組数であります。

当該見積りは、将来の不確実な状況の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	307百万円
売掛金	10,249百万円
契約資産	178百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物及び構築物	17,447百万円
土地	10,197百万円
仕掛販売用不動産	311百万円
計	27,956百万円

② 担保に係る債務

負債の種類	金額
短期借入金	137百万円
1年内返済予定の長期借入金	3,355百万円
長期借入金	21,241百万円
計	24,734百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	35,622百万円
------------------	-----------

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	9,130百万円
借入実行残高	1,663百万円
差引額	7,466百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	42,488,185株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	2,250,715株
------	------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入及び社債により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、短期の支払期日であります。借入金、社債は、主にM&Aの実行、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、終期は決算日後、最長で24年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき定期的に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 (*2)			
関連会社株式 (*3)	940	773	△167
その他有価証券 (*4)	4,452	4,456	3
敷金及び保証金	16,271	15,049	△1,222
資産計	21,664	20,278	△1,385
社債 (*5)	810	791	△18
長期借入金 (*6)	75,363	74,246	△1,117
負債計	76,173	75,038	△1,135
デリバティブ取引 (*7)	60	60	—

- (*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	861
組合等への出資	502

- (*3) 関連会社株式は、持分法適用の上場関連会社株式であり、差額は当該株式の時価評価によるものであります。
- (*4) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。
- (*5) 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。
- (*6) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
- (*7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	45,569	—	—	—
受取手形	307	—	—	—
売掛金	10,249	—	—	—
電子記録債権	2,237	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	—	2,359	—	—
敷金及び保証金	2,806	8,338	2,479	2,646
合計	61,169	10,698	2,479	2,646

(注) 2. 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,756	—	—	—	—	—
長期借入金	13,303	12,637	14,337	8,296	6,540	20,248
社債	360	300	150	—	—	—
合計	16,419	12,937	14,487	8,296	6,540	20,248

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,084	—	—	2,084
投資信託	8	—	—	8
資産計	2,093	—	—	2,093
デリバティブ取引				
金利関連	—	60	—	60

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式				
株式	773	—	—	773
其他有価証券				
債券	—	2,362	—	2,362
敷金及び保証金	—	15,049	—	15,049
資産計	773	17,411	—	18,184
社債	—	791	—	791
長期借入金	—	74,246	—	74,246
負債計	—	75,038	—	75,038

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主として賃貸借契約において差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるもの（金利スワップの特例処理の対象を除く）は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。これらはレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

空間再生流通事業	貸会議室室料	18,565
	貸会議室オプション	6,668
	料飲	7,519
	宿泊	14,072
	その他	5,450
	小計	52,277
リリカラ事業		33,201
ノバレーゼ・エスクリ事業		29,190
調整額		△311
顧客との契約から生じる収益		114,357
その他の収益		—
外部顧客への売上高		114,357

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,551
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,556
契約資産（期首残高）	2
契約資産（期末残高）	178
契約負債（期首残高）	2,237
契約負債（期末残高）	3,408

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間に渡り認識した収益に係る未請求の売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,237百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が増加した主な要因は、株式会社エスクリを連結の範囲に含めたことに伴う前受金の増加であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,315円39銭
(2) 1 株当たり当期純利益	319円84銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

当社の連結子会社である株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリ（以下併せて「両社」といいます。）は、2025年11月14日開催の両社の取締役会において、経営統合を行うことを決議し、同日付で、株式会社ノバレーゼを吸収合併存続会社、株式会社エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る合併契約を締結いたしました。当該合併契約に基づき、両社は2026年4月1日付で合併いたしました。また、株式会社ノバレーゼは、2026年4月1日付で株式会社オンザページに商号変更をいたしました。

① 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称

株式会社ノバレーゼ

事業内容

ブライダル事業、レストラン特化型事業

被結合企業の名称

株式会社エスクリ

事業内容

ブライダル関連事業、建築不動産関連事業

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ノバレーゼを吸収合併存続会社、株式会社エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社オンザページ

(5) その他取引の概要に関する事項

両社のさらなる連携強化によるシェア拡大並びにブライダル業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的としております。なお、当該吸収合併は、2026年3月開催の両社の株主総会において、承認を得ておりません。

② 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

11. その他の注記

(追加情報)

(1) 持分法適用関連会社化に伴う暫定的な会計処理の確定（株式会社スペースマーケット）

前連結会計年度において、株式会社スペースマーケットの株式を取得したことに伴い持分法適用の範囲に含めており、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定し、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

(2) 持分法適用関連会社化に伴う暫定的な会計処理の実施（株式会社味工房スイセン）

当連結会計年度において、株式会社味工房スイセンの株式を取得したことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。

(企業結合等に関する注記)

(fabbit事業の事業譲受に係る暫定的な会計処理の確定)

前連結会計年度に行われた株式会社システムソフト、APAMAN株式会社、Apaman Network株式会社よりfabbit事業を譲り受ける事業譲受について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、主に顧客関連資産へ配分された結果、暫定的に算定されたのれんの金額329百万円は、会計処理の確定に伴い265百万円となりました。

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称

株式会社エスクリ

事業内容

ブライダル関連事業、建築不動産関連事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といいます。）の普通株式2,650,000株及び普通株式を対価とする取得請求権（以下「普通株式対価取得請求権」といいます。）が付されたA種種類株式3,000株を所有しており、エスクリを持分法適用関連会社としておりました。

当社はエスクリとの協業を通じ、エスクリが運営する施設への当社顧客の送客や、エスクリの連結子会社である株式会社渋谷に当社施設の新規出店・改装工事を委託するなど、施設機能の向上及び工事コスト削減等の成果を上げておりました。

一方、当社は2024年12月に株式会社ノバレーゼ（以下「ノバレーゼ」といい、エスクリと併せて「両社」といいます。）を連結子会社化しており、当社、エスクリ及びノバレーゼの3社間における協業の可能性を模索してまいりました。

当社は、両社に対して、両社のさらなる連携強化を目的として、ノバレーゼを吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする合併を実施して欲しい旨、また、当該合併の実現可能性を担保するべく、エスクリを当社の連結子会社としたい旨の申し出を行い、普通株式対価取得請求権の行使により、エスクリの普通株式を追加取得いたしました。両社は当社グループのもと、まずは両社の統合を出発点として、業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的として、本合併契約を締結するに至りました。

(3) 企業結合日

2025年11月14日

(4) 企業結合の法的形式

A種種類株式に付された普通株式対価取得請求権の行使による株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	19.62%
企業結合日に追加取得した議決権比率	34.14%
取得後の議決権比率	53.76%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社はエスクリが発行するA種種類株式3,000株を所有しており、A種種類株式には普通株式対価取得請求権が付されております。当社は当社が保有するA種種類株式のうち2,000株について普通株式対価取得請求権を行使し、エスクリの普通株式9,969,852株を取得いたしました。

これにより、当社は企業結合直前に所有していた議決権と合わせて、エスクリの議決権比率の53.76%を所有することになりました。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた 持分の企業結合日における時価	556百万円
企業結合直前に所有していた A種種類株式の企業結合日における時価	2,093百万円
取得原価	2,650百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
189百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 12百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

365百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的な金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,805百万円
固定資産	13,628百万円
資産合計	20,433百万円
流動負債	6,383百万円
固定負債	8,800百万円
負債合計	15,183百万円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	17,300百万円
営業損失	△1,093百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,022	流動負債	16,175
現金及び預金	32,522	買掛金	1,137
売掛金	4,435	1年内償還予定の社債	300
前払費用	1,552	1年内返済予定の長期借入金	7,235
その他	527	未払金	1,383
貸倒引当金	△14	未払法人税等	2,606
固定資産	70,085	契約負債	1,052
有形固定資産	25,970	その他	2,459
建物	18,790	固定負債	44,411
土地	6,083	社債	450
建設仮勘定	526	長期借入金	41,816
その他	569	資産除去債務	1,352
無形固定資産	1,169	その他	792
ソフトウェア	781	負債合計	60,586
のれん	238	(純資産の部)	
顧客関連資産	82	株主資本	47,590
その他	66	資本金	16,429
投資その他の資産	42,945	資本剰余金	18,444
投資有価証券	5,082	資本準備金	16,384
関係会社株式	17,132	その他資本剰余金	2,060
関係会社長期貸付金	8,996	利益剰余金	19,654
敷金及び保証金	10,962	圧縮積立金	5,591
繰延税金資産	743	繰越利益剰余金	14,062
その他	1,146	自己株式	△6,937
貸倒引当金	△1,117	評価・換算差額等	770
		その他有価証券評価差額金	729
		繰延ヘッジ損益	41
		新株予約権	160
資産合計	109,108	純資産合計	48,521
		負債純資産合計	109,108

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,391
売上原価		30,285
売上総利益		20,106
販売費及び一般管理費		13,893
営業利益		6,212
営業外収益		
受取利息	51	
関係会社受取利息	55	
受取配当金	557	
助成金の収入	1	
その他	100	766
営業外費用		
支払利息	473	
社債利息	5	
支払手数料	252	
その他	74	807
経常利益		6,172
特別利益		
固定資産売却益	11,861	
投資有価証券受贈益	31	11,893
特別損失		
減損損失	670	
解約違約金	33	703
税引前当期純利益		17,361
法人税、住民税及び事業税	3,174	
法人税等調整額	3,228	6,402
当期純利益		10,958

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	16,388	16,342	2,060	18,403	11	8,684	8,695	△2,888	40,597
当 期 変 動 額									
新株の発行（新株 予約権の行使）	23	23		23					47
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）	17	17		17					35
圧縮積立金の積立					5,581	△5,581	－		－
圧縮積立金の取崩					△1	1	－		－
当 期 純 利 益						10,958	10,958		10,958
自己株式の取得								△4,049	△4,049
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	41	41	－	41	5,580	5,378	10,958	△4,049	6,992
当 期 末 残 高	16,429	16,384	2,060	18,444	5,591	14,062	19,654	△6,937	47,590

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	433	18	451	106	41,156
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株 予約権の行使）					47
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）					35
圧縮積立金の積立					－
圧縮積立金の取崩					－
当 期 純 利 益					10,958
自己株式の取得					△4,049
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	296	23	319	53	372
当期変動額合計	296	23	319	53	7,365
当 期 末 残 高	729	41	770	160	48,521

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

原価法を採用しております。

(ロ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ハ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～41年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、遊休不動産を活用して付加価値を加え、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット等として提供することで空間を再生する空間再生流通事業を行っており、フレキシブルオフィスは主に時間貸しまたは月貸しの会議室、宴会場、レンタルスペース等で構成されております。当社は顧客との契約に基づき、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット及びこれらに付随するサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で充足されることから、その時点において収益を認識しております。

なお、顧客に支払われる対価の一部及び他社が運営するポイントプログラムにかかるポイント負担金については、これらを控除した金額で収益として認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …金利スワップ取引

ヘッジ対象 …長期借入金の利息の一部

③ ヘッジ方針

当社は堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしており、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引を行うものとしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、その投資の及ぶ期間（10年）にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益に区分掲記しておりました「関係会社業務受託料」(当事業年度は4百万円)は、損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	25,970百万円
のれん	238百万円
顧客関連資産	82百万円
減損損失	670百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記（固定資産の減損）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
関係会社株式	17,132百万円
関係会社長期貸付金	8,996百万円
貸倒引当金（固定資産）	△1,117百万円

関係会社株式の主な内訳は、株式会社ノバレーゼの株式5,743百万円、リリカラ株式会社の株式3,866百万円及び株式会社エスクリの株式3,557百万円であります。

関係会社長期貸付金の主な内訳は、当社が運営する宿泊施設を保有する特別目的会社に対する貸付金7,984百万円であり、貸倒引当金の主な内訳は、TKP New York, Inc.に対する貸付金にかかる970百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額で貸借対照表に計上しており、直近期末の財務数値等を勘案した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理をしております。

関係会社長期貸付金は、貸付先の財政状態や将来キャッシュ・フローを総合的に勘案して回収可能性を評価し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な状況の変化により、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物	7,855百万円
土地	2,045百万円
その他	10百万円
計	9,911百万円

② 担保に係る債務

負債の種類	金額
1年内返済予定の長期借入金	841百万円
長期借入金	9,178百万円
計	10,020百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	5,679百万円
------------------	----------

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社TKPSPV-1号	516百万円
株式会社TKPSPV-3号	2,475百万円
計	2,991百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	193百万円
長期金銭債権	785百万円
短期金銭債務	456百万円
長期金銭債務	300百万円

(5) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,100百万円
借入実行残高	—
差引額	1,100百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高 59百万円

営業費用 1,797百万円

営業取引以外による取引高

営業外収益 444百万円

営業外費用 2百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 4,446,957株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額	348百万円
減価償却超過額	368百万円
資産除去債務	426百万円
未払事業税	148百万円
未払事業所税	62百万円
未払賞与	112百万円
フリーレント家賃	143百万円
関係会社株式評価損	51百万円
投資有価証券評価損	182百万円
繰越欠損金	1,244百万円
その他	208百万円
繰延税金資産小計	3,296百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△233百万円
繰延税金資産合計	3,063百万円
繰延税金負債	
建物(資産除去債務)	△172百万円
その他有価証券評価差額金	△335百万円
圧縮積立金	△1,762百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	△2,319百万円
繰延税金資産の純額	743百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

① 役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及び その親 者の議 決過半 権を有 する等 の会社	アパホテル 株式会 社	-	物件の賃貸借 及びフランチャ イズ契約等	ポイント 取引に かかる精算 金の受取 (注) 1.	64	-	-
				決済代金 の回収 (注) 2.	-	売掛金	191
				敷金及び 保証金、 フランチャ イズ加盟 金の支払 (注) 1.	117	敷金及び 保証金	79
						投資その他の 資産のその他	155
				賃料、ロイ ヤルティ 等の支払 (注) 1.	915	買掛金	64
流動負債の その他	65						

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その親 が議決 の過半 を有し る等 の会社	アパサービス 株式会社	-	外注費、消耗品 の購入等	決済代金 の回収 (注) 2.	-	流動資産の その他	91
				外注費、 消耗品の 購入等 (注) 1.	609	買掛金	22
				ポイント取 引にかかる 精算金の 支払 (注) 1.	175		
				手付金の 支払 (注) 1.	34	-	-
役員及び その親 が議決 の過半 を有し る等 の会社	アパホーム 株式会社	-	固定資産 の購入等	固定資産 の購入 (注) 1.	1,363	-	-
役員及び その親 が議決 の過半 を有し る等 の会社	MITコーポ レーション 株式会社	-	固定資産 の購入等	固定資産 の購入 (注) 1.	1,302	-	-
				手付金の 支払 (注) 1.	99	-	-
役員及び その親 が議決 の過半 を有し る等 の会社	(有)協同プ ラック	-	工事注 入等	工事の 注 (注) 1.	23	未払金	22

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
2. 当社運営ホテル利用者の決済代金であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載していません。

② 子会社及び関連会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	TKP New York, I n c .	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付 (注) 2.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	970
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-1号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資 金 の 貸 付 (注) 1.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,371
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-3号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 債 務 保 証	債 務 保 証 (注) 3.	2,475	-	-
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-6号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資 金 の 回 収 (注) 1.	245	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,300
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-11号	所有 直接 100.0%	資 金 の 援 助 債 務 被 保 証	資 金 の 貸 付 (注) 1.	2,400	流 動 資 産 の そ の 他	160
				債 務 被 保 証 (注) 4.	3,500	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,240
子 会 社	株 式 会 社 エ ス ク リ	所有 直接 53.8%	役 員 の 兼 務 宴 会 の 送 客	普 通 株 式 対 価 取 得 請 求 権 の 権 利 行 使 (注) 5.	2,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、当社の借入利率に基づいて利率を合理的に算定しております。
2. TKP New York, Inc.に対する債権について、970百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度における貸倒引当金繰入額はありません。
3. 株式会社TKPSPV-3号の金融機関からの借入（残高2,475百万円）について、債務保証を行っているものであり、保証料の受領は行ってありません。
4. 当社の金融機関からの借入（残高3,500百万円）について、債務保証を受けているものであり、保証料の支払は行ってありません。
5. 株式会社エスクリのA種種類株式3,000株のうち2,000株普通株式対価取得請求権を行使し、同社普通株式9,969,852株を取得したものであり、取得価額はA種種類株式の帳簿価額と同額であります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,271円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	285円11銭

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

(fabbit事業の事業譲受に係る暫定的な会計処理の確定)

連結注記表の「11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月27日

株式会社ティーケーピー
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉原伸太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーケーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月27日

株式会社ティーケーピー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉原伸太郎
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの2025年3月1日から2026年2月28日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月27日

株式会社ティーケーピー監査等委員会

常勤監査等委員	曾我部 義矩
監査等委員	長與 明子
監査等委員	古瀬 智子

(注) 監査等委員曾我部義矩、長與明子及び古瀬智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上